

和光市未熟児養育医療給付制度のご案内



和光市イメージキャラクター
「わこうっち」

1 未熟児養育医療制度とは

身体の発育が未熟のまま生まれ、指定養育医療機関での入院養育が必要な乳児に対して、その医療費の自己負担部分を市が保護者に代わって支払う制度です。

2 対象者

和光市に住所を有し、次のいずれかに該当する乳児で入院治療を必要とする場合に対象となります。

- 1) 出生時の体重が2,000グラム以下の者
- 2) 生活力が薄弱であって、指定養育医療機関の医師が特に入院養育を必要と認めた者

3 給付の期間

指定養育医療機関に入院中の治療に限られ、給付対象期間は、最長で「満1歳の誕生日の前々日」までです。1歳になる前に指定養育医療機関を退院すると、その時点で養育医療は終了となります。退院後の通院・再入院は、給付の対象外となります。

4 給付の内容（費用について）

養育医療券を窓口に提示する事で、①保険診療自己負担額と②食事療養費自己負担額が不要となります。

病院の窓口での請求は、その他の保険適用外（光熱費・おむつ代等）のみとなります。

注意！！

養育医療券を病院の窓口で提示する前に医療費の請求があった場合には、この制度を使う予定があることを伝えてください。

承認される前に、医療機関へ保険診療分の支払いを済ませた場合、申請は却下（辞退）となります。

5 申請方法

生後2週間以内を目安にネウボウ課の窓口へ申請してください。来所する前には、ネウボウ課へ事前にお電話いただくとスムーズです。

なお、申請手続きに要する時間は約20～30分です。

6 必要書類等

	書類等	備考
1	養育医療給付申請書	申請者（保護者）が記入します。
2	養育医療意見書	指定養育医療機関の担当医師に作成してもらってください。※転院している場合などは医療機関ごとに必要です。
3	世帯調書	申請者（保護者）が記入します。
4	市町村民税課税証明書等（控除内容などがすべて記載されているもの）	子どもと同一生計の扶養義務者全員の課税証明書 ・申請書を提出する月が4～6月の場合は前年度の課税証明書（前々年分の所得に対する課税） ・申請書を提出する月が7～3月の場合は当年度の課税証明書（前年分の所得に対する課税） ※和光市で課税されている方は、提出不要です。 ※税額通知書や源泉徴収票、確定申告書の控などによる代用はできません。 ※生活保護受給世帯、課税情報が和光市にない方及び未申告の方については、次ページをご確認ください。
5	個人番号（マイナンバー）がわかるもの	対象となる乳児と世帯を構成している扶養義務者（父母、祖父母等）の個人番号がわかるもの 例：個人番号カード、通知カード
6	本人（来所者）確認書類	【顔写真付きのものなら1つ】 個人番号カード、運転免許証、パスポート、在留カード 等 【顔写真のついていないものなら2つ】 母子健康手帳、年金手帳 等
7	アンケート	現在の状況についてご記入ください。

7 生活保護受給世帯及び課税情報が和光市にない方等について

該当する下記の証明書をご提出ください。

- ・申請書を提出する月が4～6月の場合は前年度の課税証明書（前々年分の所得に対する課税）
- ・申請書を提出する月が7～3月の場合は当年度の課税証明書（前年分の所得に対する課税）

該当者	発行先	提出する証明書
1 生活保護を受けている方	和光市役所 生活支援課	生活保護受給者証明書
2 課税情報が和光市にない方	当該年度の 1月1日に 住民登録の あった市区町村	市町村民税課税証明書 (控除内容などが全て記載されてい るもの) 又は 非課税証明書
3 未申告の方（被扶養者は除く）は、確定申告が必要となります。 詳細については、お問い合わせください。		

8 申請後について

承認された場合には「養育医療券」をご自宅に郵送します。承認されなかった場合にはその旨を通知します。なお、申請から交付までに1～2週間ほどかかります。

また、養育医療では世帯の収入に応じて一部負担金が生じますが、「子ども医療費助成制度」により助成されるため、保険診療分について医療機関での窓口負担はありません。

注意！！

加入されている健康保険組合等から、「高額療養費」や「附加給付金」が交付される場合は子ども医療費助成制度の支給対象外となります。

その場合、健康保険組合等から支給された金額を市へ返納していただくことがあります。該当者には、和光市から別途通知いたします。

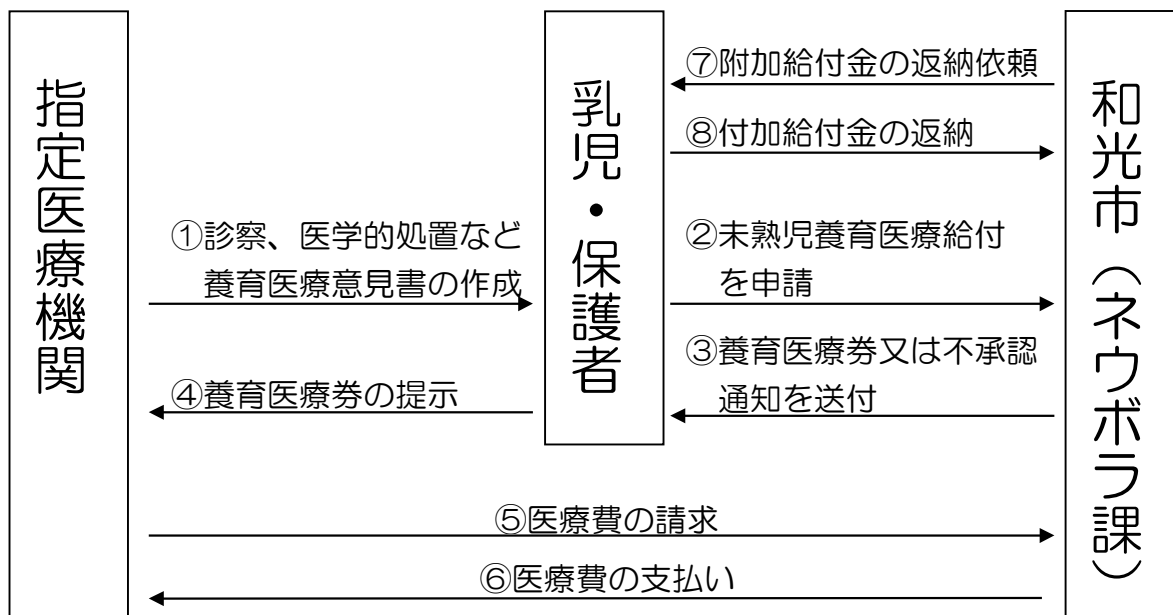
9 変更手続きについて

以下の場合は届出が必要です。

- 「養育医療券」の有効期限を超えての医療の継続
- 指定医療機関の変更（転院）
- 加入している健康保険組合等の変更
- 世帯構成の変更
- 市内転居
- 市外転出 など

※市外転出の際には、転出先の市区町村で、再申請が必要となります。

10 未熟児養育医療給付制度の流れ



問い合わせ先



和光市キャラクター
「さつきちゃん」

〒351-0192

和光市広沢1-5

和光市役所 子どもあんしん部 ネウボラ課

電話 048-424-9087

メール d0600@city.wako.lg.jp

赤ちゃん訪問については、
お住まいの地区担当保健師又は母子保健ケアマネージャーより
連絡させていただきます。